### 日本線虫学会会則

### 第1章 総則

# 第1条(名称)

本会は日本線虫学会(Japanese Nematological Society)と称する。

#### 第2条(目的)

本会は線虫学の進歩及び普及を図ることを目的とする。

## 第3条(事業)

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 学会誌及びその他出版物の刊行
- (2) 講演会及び研究会の開催
- (3) その他、会の目的を達成するために必要な事業

#### 第4条(事務局)

本会に事務局を置く。所在地は別に定める。

### 第2章 会員

### 第5条 (会員の種類)

本会の会員は、正会員、団体会員、賛助会員及び名誉会員とする。

- 2 正会員は、本会の目的に賛成して入会した個人とする。
- 3 団体会員は、本会の発行する会誌を定期的に購読する大学、地方自治体、法人 等の団体とする。
- 4 賛助会員は、本会の目的に賛成し、本会の事業を維持・推進するために経済的 に支援を行う個人または団体とする。
- 5 名誉会員は、日本の線虫学および本会の発展に大きな功績があり、評議員 会により推薦され、総会において決定された個人とする。

# 第6条(入会)

本会に会員として入会を希望する者は、入会申込書に所定事項を記載し、会費を添えて事務局に提出しなければならない。

#### 第7条(会費)

会員は、別に定める所定の会費を前納しなければならない。ただし、名誉会員には選出の翌年度から会費納入の義務はない。

2 会費を3年以上滞納した者は、会員の資格を失うことがある。

### 第8条(権利)

会員は次の権利を有する。ただし、団体会員及び賛助会員は以下の(2)、(3) 及び(4)を、名誉会員は以下の(4)を有しない。

- (1)会誌及びその他の出版物の配布を受けること。
- (2)会誌及び講演会で研究業績を発表すること。
- (3)総会に出席し、会の運営に意見を述べること。
- (4)役員の選挙権及び被選挙権を行使すること。

### 第9条(退会)

本会を退会しようとする者は、会長あて退会届を事務局に提出しなければならない。

# 第3章 役員

## 第10条(役員の種類・定員)

本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 評議員10名
- (3) 事務局長1名
- (4) 幹事若干名
- (5)会計監査2名

## 第11条(役員の職務)

役員は、以下の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 評議員は、評議員会を構成し、会の運営に関する重要事項を評議する。
- (3) 事務局長は、本会の事務局を代表し、事務局の業務を統括する。
- (4) 幹事は、それぞれ、庶務、会計、広報及び編集の業務を担当する。
- (5) 会計監査は、本会の会計を監査する。

### 第12条(役員の任期及び決定)

役員の任期は、2年とする。ただし、役員は、その任期終了後でも、後任者が 就任するまでは、なお、その職務を行う。

2 会長は、会員の投票によって選出する。ただし、連続して3期以上の任期を務めることはできない。

- 3 評議員は、会員の投票によって選出する。
- 4 事務局長は、評議員会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 5 幹事は、評議員会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 6 会計監査は、評議員会で候補を選び、総会の承認を得て決定する。ただし、会計監査は、本会の他の役員を兼務することはできない。また、連続して任期を務めることはできない。

### 第13条(役員の補充)

選挙によって選出された役員に欠員を生じた場合は、評議員会に諮り、選挙の 次点者をもって補充する。ただし、補充された役員は、その直後の総会で承認を 受けるものとする。補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 会長に事故ある場合、評議員会は、評議員の中から会長代理を選出することができる。

### 第4章 機関

## 第14条(総会)

総会は、本会の最高議決機関であり、事業計画・収支予算、事務報告・収支決算、会則の改廃、その他評議員会で必要と認めた事項等重要事項を審議・決定する。

#### 第15条 (評議員会)

本会に、予算、決算、事業計画、その他の重要な会務を評議する評議員会を置く。

- 2 評議員会は、会長及び評議員で構成する。
- 3 評議員会は、会長が招集し、議長は会長がこれを務める。
- 4 評議員会は、委任状を含め、構成員の2分の1以上の出席がなければ議決する ことはできない。
- 5 評議員会における議決は、出席者の過半数による。可否同数の場合は、議長の 決するところによる。
- 6 緊急を要する案件については、評議員全員の賛同を得た場合に限り、評議員会の開催によらず、これに代わる連絡文書による投票で議決することができる。なお、議決の方法は評議員会に準ずる。

### 第16条(委員会)

本会に次の委員会を置く。

(1)編集委員会

- (2)選挙管理委員会
- (3) その他評議員会が必要と認めた委員会

# 第17条(編集委員会)

編集委員会は、別に定める規定に従って、会誌その他出版物の編集を担当する。

## 第18条 (選挙管理委員会)

選挙管理委員会は、別に定める規定に従って、役員選挙の業務を担当する。

#### 第5章 会計

### 第19条(経費)

本会の事業遂行に要する経費は、会費その他の収入をもってこれに充てる。

#### 第20条(事業計画及び収支予算)

本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、 評議員会の承認及び総会の議決を経て執行する。事業計画及びこれに伴う収支予 算を変更した場合も同様とする。

### 第21条(事業報告及び収支決算)

本会の収支決算は、毎年度終了後に会長が作成し、事業報告とともに会計監査の意見をつけて、評議員会及び総会の承認を得る。

### 第22条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

#### 第6章 会則の改廃

### 第23条(会則の改廃)

この会則の改廃は、総会における出席会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

#### 第7章 雑則

### 第24条(諸規定)

この会則に定めるもののほか、会の運営上必要な事項は、別に定める。

付則

本学会を1971年4月7日から発足する。

この会則は2000年1月1日から施行する。

- 1971年4月7日制定
- 1973年4月4日一部改正
- 1980年4月4日一部改正
- 1982年4月3日一部改正
- 1992年9月29日改正
- 1999年9月9日一部改正
- 2002年10月10日一部改正
- 2009年9月3日一部改正
- 2020年11月18日一部改正
- 2021年11月5日一部改正